

ミンクジステンパー生ワクチン

1 定義

弱毒ジステンパーウイルスを発育鶏卵又は培養細胞で増殖させて得たウイルス液を凍結乾燥したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 名称

弱毒ジステンパーウイルス Hg94TC 株又はこれらと同等と認められた株

2.1.2 性状

ミンクに注射しても病原性を示さない。発育鶏卵の漿尿膜上又は感受性のある培養細胞に接種すると、ポック又は CPE を伴って増殖する。

2.1.3 継代及び保存

原株及び原種ウイルスは、発育鶏卵又は適当と認められた培養細胞で継代する。

原株の継代は、原種ウイルスの製造又は原株の恒久的な維持以外の目的で行ってはならない。原種ウイルスは、直接原株から連続した工程により製造し、その継代数は3代以内でなければならない。種ウイルスは、原種ウイルスから2代以内に製造しなければならない。

原株及び原種ウイルスは、凍結して -70℃ 以下又は凍結乾燥して 5 年以下で保存する。

種ウイルスは、原種ウイルスからワクチンの製造ごとに用時調製する。

2.2 製造用材料

2.2.1 発育鶏卵又は培養細胞

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 の 6 ~ 9 日齢の発育鶏卵又は製造に適当と認められた培養細胞を用いる。

2.2.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

2.3 原液

2.3.1 発育鶏卵の培養

1 回に処理し、培養した発育鶏卵を個別発育鶏卵とみなす。

個別発育鶏卵について、3.1.1 の試験を行う。

2.3.2 細胞の培養

1 回に処理し、培養した細胞を個別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の培養細胞に異常を認めてはならない。

個別培養細胞について、3.1.2 の試験を行う。

2.3.3 ウイルスの培養

種ウイルスを発育鶏卵の卵黄嚢内、漿尿膜上又は培養細胞で培養し、ウイルス増殖の極期に感染材料を採取し、ろ液又は遠心上清を混合して原液とする。

原液について、3.2 の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合し、適当と認められた希釈用液及び安定剤を加えて混合し、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、凍結乾燥し、小分製品とする。

小分製品について、3.3 の試験を行う。

3 試験法

3.1 発育鶏卵又は培養細胞の試験

3.1.1 発育鶏卵の試験

個体別発育鶏卵の1%以上又は30個以上を対照発育鶏卵とし、これについて次の試験を行う。

3.1.1.1 培養観察

発育鶏卵を、ウイルスを接種することなく、ウイルス培養と同じ条件で培養し、観察するとき、鶏胚に異常を認めてはならない。

3.1.1.2 鶏赤血球凝集試験

3.1.1.1の試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol%鶏赤血球浮遊液を等量加え、60分間静置し、観察するとき、赤血球凝集を認めてはならない。

3.1.2 培養細胞の試験

個体別培養細胞の1%以上を対照培養細胞とし、これについて次の試験を行う。ただし、製造に継代細胞を用いている場合は、3.1.2.3の試験を実施しなくてもよい。

3.1.2.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、7日間培養する。

対照培養細胞をプールし、培養びん4本以上及びカバーグラスを入れたシャーレに4枚以上継代し、7日間培養し、観察するとき、CPEを認めてはならない。

3.1.2.2 赤血球吸着試験

3.1.2.1の試験最終日に培養びんの培養液を除き、リン酸緩衝食塩液で細胞表面を2回洗浄し、0.1vol%モルモット赤血球浮遊液を重層し、60分間静置し、赤血球吸着の有無を観察するとき、培養細胞に赤血球吸着を認めてはならない。

3.1.2.3 封入体染色試験

3.1.2.1の試験最終日に培養カバーグラスをリン酸緩衝食塩液で洗浄し、固定した後、ギムザ染色し、封入体の有無を観察するとき、培養細胞に封入体を認めてはならない。

3.2 原液の試験

3.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2 ウイルス含有量試験

3.2.2.1 発育鶏卵接種試験

3.2.2.1.1 試験材料

3.2.2.1.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液（付記1）で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.2.2.1.1.2 発育鶏卵

6～9日齢のものを用いる。

3.2.2.1.2 試験方法

試料0.2mLずつをそれぞれ5個以上の発育鶏卵の漿尿膜上に接種し、7日間培養する。

3.2.2.1.3 判定

生存卵の漿尿膜上に特徴的なポックが2個以上発現したものを感染卵とみなし、EID₅₀を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL中10^{4.5}EID₅₀以上でなければならない。

3.2.2.2 培養細胞接種試験

3.2.2.2.1 試験材料

3.2.2.2.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.2.2.2.1.2 培養細胞

適当と認められた細胞を用いる。

3.2.2.2.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを 4 本（穴）以上の培養細胞に接種し、35 ~ 37 °C で 7 ~ 21 日間培養する。

3.2.2.2.3 判定

培養細胞に CPE が認められたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 10^{4.5}TCID₅₀ 以上でなければならない。

3.3 小分製品の試験

3.3.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。溶解したものは、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならない。異物又は異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.3.2 真空度試験

一般試験法の真空度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3 含湿度試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.4 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.5 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

ただし、原液を含む中間工程でマイコプラズマ否定試験を実施する場合には、本試験の実施を省略することができる。

3.3.6 迷入ウイルス否定試験

一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 1.1、2.5.1、2.6.1 及び 2.8.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

ただし、中和用抗血清は、抗ジステンパーウイルス血清（付記 2）を非働化したものを用いる。

3.3.7 ウイルス含有量試験

3.2.2 を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は 1 頭分中 10^{3.5}EID₅₀ 又は 10^{3.5}TCID₅₀ 以上でなければならない。

3.3.8 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.9 安全試験

3.3.9.1 試験材料

3.3.9.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.3.9.1.2 試験動物

6 か月齢未満のミンクを用いる。

3.3.9.2 試験方法

試験動物 3 頭を試験群、2 頭を対照群とする。試験群に注射材料 5 頭分を皮下にそれぞれ注射し、対照群とともに 10 日間観察する。

3.3.9.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に異常を認めてはならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、1 年間とする。ただし、特に承認されたものは、その期間とする。

付記 1 ウイルス増殖用培養液

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス	2.95 g
5.5w/v%牛血清アルブミン液	30 mL
イーグル MEM	残 量

炭酸水素ナトリウムで pH を 7.0 ~ 7.4 に調整する。
必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

付記 2 抗ジステンパーウイルス血清

ジステンパーウイルスで免疫した兔、モルモット又はフェレットの血清で、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの